

長の立場から-：平成20年度国立重症心身協議会総会資料。2008.
2) 旧療養所型病院の活性化方策に関する検討会。旧

療養所型病院の活性化方策に関する検討会重症心身障害・筋ジストロフィー部会 報告書 -障害者医療を担う施設の今後の方向性-。2008.

今月の 用語 隣に伝えたい 新たな言葉と概念

【生活支援員】

障害者自立支援法

【療養介助員】

国立病院機構における看護業務指針

「生活支援員」は、障害者自立支援法に基づく職員として、障害福祉サービスを提供する事業所に配置される。その職務は福祉サービスの種類によって異なるが、日常生活能力の維持・向上、生活の質（QOL）の維持・向上を目的とした生活支援、就労支援を目的とした職業訓練などである。資格要件としての特別な規定はなく、資格・職種を問わず人員を常勤換算することで基準を満たすことが必要とされる。ちなみに、国立病院機構が運営する筋ジストロフィー病棟で提供されている障害福祉サービス「療養介護」では、看護師を生活支援員として配置する場合、看護師1人を1.5人として換算する経過措置がとられている（平成24年3月31日まで）。

「療養介助員」は、国立病院機構が平成17年4月に新設した職名である。その職務は、看護が提供される場において、看護チームの一員として、看護の専門的判断を要しない療養生活にかかる業務（主に身体介護にかかる業務）、療養環境にかかる業務、診療補助にかかる業務を行うこととされる。資格要件は、ヘルパー2級以上とされている。

「療養介助員」と「生活支援員」は制度的には成立基盤を異にするが、療養介護サービスを提供する病棟においては業務内容に共通した領域があり、「療養介助員」は「生活支援員」としても機能することが期待されている。その役割を果たすためには、障害者福祉理念の修得と実践が喫緊な課題となろう。

<関連資料>

「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」

（厚生労働省令第171号 H18.9.29.）

「独立行政法人国立病院機構における看護業務指針の改正について」

（国立病院機構発医第0328001号 H17.3.28.）

（国立病院機構東埼玉病院 古館 瓦）本誌761pに掲載